

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月30日

天理市教育委員会

教育長 伊勢 和彦

天理市教育委員会規則第6号

天理市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立図書館条例施行規則（昭和54年7月天理市教育委員会規則第5号）
の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「あるときは」の次に「、主幹」を加え、同条中第6項を第7項とし、第5項から第3項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 主幹は、館長の命を受けて特定の事務を担当掌理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。